

兵庫県公報

令和4年12月21日 水曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

〇くろまぐろ（大型魚）に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更（水産漁港課）… 1 ページ

告 示

兵庫県告示第1503号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第5項に基づき、くろまぐろ（大型魚）に関する令和4管理年度における数量を次のように変更したので、同項において準用する同条第4項の規定に基づき公表する。

令和4年12月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 都道府県別漁獲可能量

11.6トン

2 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

特定水産資源	管理区分	知事管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）	兵庫県沿岸まぐろはえ縄漁業	6.3トン
	兵庫県その他漁業	3.2トン